

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成22年5月14日
長野県信用農業協同組合連合会

当会は、農業協同組合等を基盤とする協同組織金融機関として、「健全な事業を営む地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する、柔軟な対応およびお客さまの経験等に応じた適切かつ十分な説明
- 2 お客さまの事業の成長性や将来性等を勘案した与信判断
- 3 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 他の金融機関等との緊密な連携
- 6 当会の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、平成22年1月22日に公表しております。

詳細は下記 URL をご確認ください。

<http://shinren.typepad.jp/files/30kinyuuenkatukahou-kihonhousin.pdf>

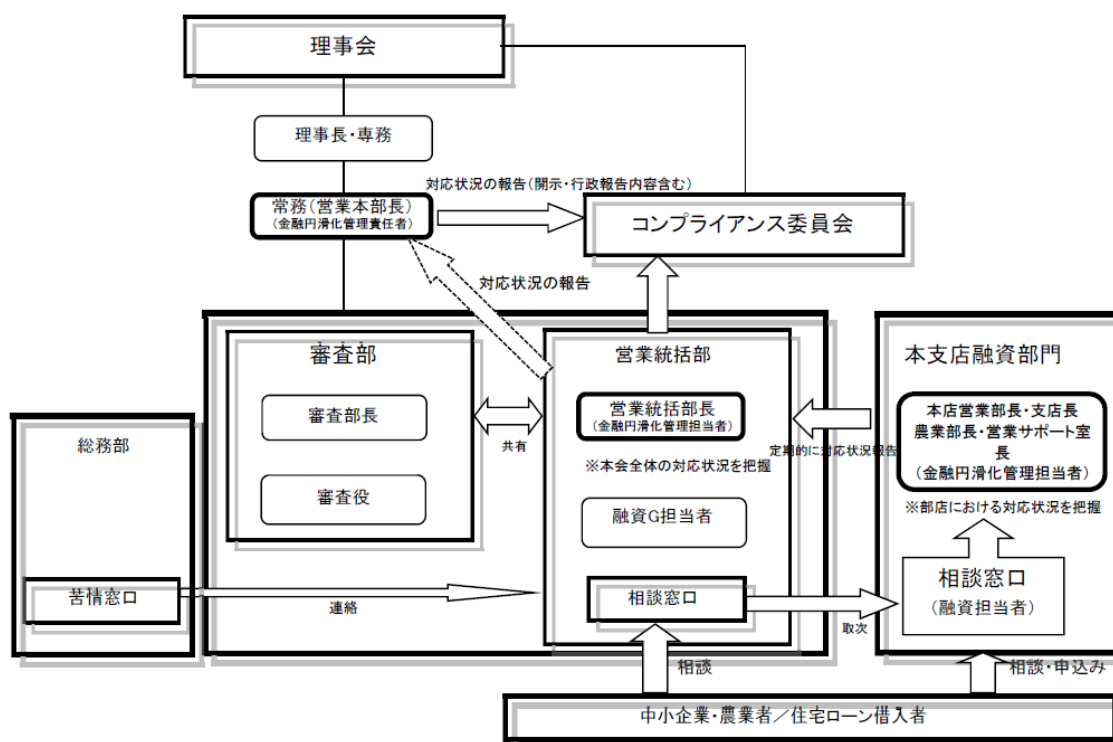
第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切

に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 理事長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。
- (2) 営業本部長を「金融円滑化管理責任者」、営業統括部を「金融円滑化管理統括部署」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各営業店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各営業店等における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、営業統括部へ報告することとしております。
- (4) 各営業店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。
当会における金融円滑化法対応にかかる管理体制（イメージ）は、下図のとおりです。

中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制（イメージ）



第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談を営業統括部に設置

しているほか、各営業店においても承っております。

(2) お客さまからの、当会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、総務部に受付窓口を設置しております。また、各営業店等で苦情を受けた場合には、当会所定の手続きに従って、速やかに総務部に連絡をし、総務部と各営業店等が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

(注) 相談・苦情等の受付窓口については、平成 21 年 12 月 7 日に公表しております。詳細は下記 URL をご確認ください。

<http://shinren.typepad.jp/files/28kinyuuenkatukahou-madoguti.pdf>

第 4 第 6 条第 1 項第 4 号に規定する法第 4 条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 各営業店と本部が連携し、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて外部機関等の協力を得ながら、経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、農業者のお客さまに関しては、当会の専門部署とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当会職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

第 5 法第 4 条に基づく措置の実施状況

別表 1 のとおり

第 6 法第 5 条に基づく措置の実施状況

別表 2 のとおり

法第4条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1	261	34	3,072
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	1	261	30	3,043
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	13	1,105
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	1	261
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1	261	16	1,677
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	0	0	4	28
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	4	28
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1	261	17	1,689
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	10	894
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	1	261
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1	261	6	533
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

法第 5 条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

(注) 法第 4 条および第 5 条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。